

## 島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画認可に伴う意見の提出について

中国電力株式会社が、平成 2 8 年 7 月 4 日に行った島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請について、平成 2 9 年 4 月 1 9 日に同社から出雲市に対して、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき、認可がなされたとの報告がありました。

本市は同社に対し、出雲市議会、出雲市原子力安全顧問会議及び出雲市原子力発電所環境安全対策協議会の意見を踏まえ、協定に基づき、この計画に係る意見を提出します。

また、今後、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」(以下「覚書」という。)に基づき、島根県から意見照会がある予定ですので、これに回答します。

### 記

○協定に基づく中国電力株式会社への意見・・・資料 1

○覚書に基づく島根県への意見・・・資料 2

防 災 第 号  
平成 2 9 年(2017) 6 月 2 7 日

中国電力株式会社  
代表取締役 社長執行役員 清水希茂 様

出雲市長 長 岡 秀 人

**「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等  
に関する協定」に基づく意見について**

平成 2 9 年 4 月 1 9 日に原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり意見を申し上げます。

## 島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画に係る出雲市の意見について

平成29年4月19日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所1号機 廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、関係法令等を遵守し、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

### 付帯意見

#### 1. 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- (1) 計画第1段階である6年間は、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- (2) 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- (3) 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

#### 2. 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- (1) 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- (2) 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- (3) 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- (4) クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

### 3. プラント全体としての安全性の向上に関すること

- (1) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- (2) 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- (3) 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- (4) 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまでにない作業であることから、細心の注意を図ること。

### 4. 情報提供に関すること

- (1) 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- (2) 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- (3) 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。

防 災 第 号  
平成 2 9 年(2017) 7 月 日

島根県知事 溝口善兵衛 様

出雲市長 長 岡 秀 人

『『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書』  
に基づく意見について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

平成 2 9 年 7 月 日付 原第 号で照会のありました『『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書』に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答いたします。

## 『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書

### に基づく県からの意見照会への回答について

平成29年4月19日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所1号機 廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

#### 1. 中国電力株式会社に求める事項

##### (1) 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- ① 計画第1段階である6年間は、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- ② 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- ③ 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

##### (2) 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- ① 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- ② 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- ③ 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- ④ クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

(3) プラント全体としての安全性の向上に関すること

- ① 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- ② 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- ③ 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- ④ 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまでになかった作業であることから、細心の注意を図ること。

(4) 情報提供に関すること

- ① 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- ② 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- ③ 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。

## 2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むよう求めること。

## 3. 県を介して国に求める事項

- (1) 周辺自治体の意見の反映に関すること
  - ① 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度を創設すること。
  - ② 新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に検査すること。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物に関すること
  - ① 高レベル放射性廃棄物について、国の責任として、適切に最終処分場を選定すること。
  - ② 低レベル放射性廃棄物（L1）に係る規制基準等について、早急に確立すること。
- (4) 原子力防災対策に関すること
  - ① 万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者等が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整、支援すること。
  - ② 原子力防災に関する関係自治体への支援の充実を図ること。



<参考資料 1 >

○認可以降の経過

	期 日	内 容
①	平成 29 年 4 月 19 日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
②	平成 29 年 4 月 28 日	出雲市議会 全員協議会 ・ 廃止措置計画の認可を報告
③	平成 29 年 5 月 16 日	出雲市原子力安全顧問会議の開催 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
④	平成 29 年 5 月 25 日	出雲市、安来市、雲南市 3 市合同説明会 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力） ・ 廃止措置計画認可に係る説明（説明：原子力規制庁）
⑤	平成 29 年 5 月 26 日	出雲市議会 全員協議会 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
⑥	平成 29 年 6 月 2 日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ・ 認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
⑦	平成 29 年 6 月 14 日	出雲市議会 総務委員会協議会 原子力発電・エネルギー政策調査特別委員会 ・ 中国電力等へ提出する意見の説明
⑧	平成 29 年 6 月 26 日	出雲市議会 全員協議会 ・ 中国電力等へ提出する意見の説明

○今後のスケジュール（予定）

	期 日	内 容
①	平成 29 年 6 月 27 日	市が中国電力に対して、協定に基づく意見提出
②	平成 29 年 7 月	県が市に対して、覚書に基づく意見照会
③	平成 29 年 7 月	市が県に対して、覚書に基づく意見回答

## ＜参考資料 2＞

### 島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等 に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第 5 条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べる事ができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成 29 年 2 月 10 日

甲 出雲市  
乙 安来市  
丙 雲南市  
丁 中国電力株式会社

### ＜参考資料 3＞

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

#### 記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。  
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県  
乙 出雲市  
安来市  
雲南市